

スタートアップ間もない会社様、数年たって次のステージを目指している会社様。  
多くのお客様とお付き合いさせて頂いている中で、  
「人」に関する問題でご苦労されている会社様が多いことを実感しています。

本やインターネットを見ながら就業規則を作った、契約書を作った・・・  
苦労して離職票を作った・・・  
年金事務所や協会けんぽへ期限ギリギリで届け出た・・・

「人」に関する専門家が社会保険労務士です。

労働社会保険に関する「事務をアウトソーシングしたい！」  
事務は自分たちでやるけど「何かあった時に相談したい！」  
「自分たちの労務管理が適切か確認してもらいたい！」等

お客様のニーズにあったサービス提供をさせていただきます。



## 顧問契約（継続的契約）をオススメしたい理由

「一度限りの依頼で良い」と思われる方、「その他の労務管理、手続き等もやってもらえら  
なら顧問契約で」と思われる方など、事業主様によってご意向は様々です。そのご意向に沿  
ったお手伝いをさせていただきたいと思いますが、当事務所では、原則、継続的な契約（顧問契  
約）をオススメしております。もちろん、事業主様おひとりの会社様とも契約しております。

「顧問契約って高いんじゃないの？」と思われるかもしれませんが、「逆にお得！」という場  
合が多いと思います。月次報酬額、契約内容等は別途協議させていただきますので、お気軽に  
ご相談下さい。

営業時間：月～金曜日（土・日・祝休）9：00～17：00

（休日中のメールについては次営業日の午後以降にご返答させていただきます。）

会社の労働・社会保険手続き代行、労務管理、 consulting  
未来をつくるお手伝い。



法律改正、新通達、新指針…書類を準備しても「前のものですよ、新しい基準はこうなりました…」これでは「本業に専念できない！」そんなお声をよく聞かせていただきます。労働・社会保険の国家資格者である社会保険労務士のサポートを受けてみませんか？当事務所は「人にかかわる」業務をサポートしております。



## 社会保険・労働保険

事業所新規設立、従業員様の入社、退社手続きの代行・代理

➔入社・退社、離職票、年度更新、算定基礎届、出産、育児、労働災害…



## 助成金サポート

雇用・教育に関する助成金のサポート、書類提出

➔キャリアアップ助成金、特定求職者雇用開発助成金等の事務代理



## 就業規則

就業規則の新規作成、改定サポート、労基署提出

➔Q&Aで新規作成サポート、改定時の新旧比較表作成、労基書提出



## 他士業とのネットワーク

弁護士、税理士、司法書士等との多面的なサポート

➔各専門家と連携（ご紹介）した多面的なサポート



■ 外国人労働者（技能実習生）の労務管理アドバイス

■ 従業員資料の配布、回収等のアウトソーシング

■ 人事制度、賃金制度等のコンサルタント



労働保険、社会保険の手続き代行、

労務管理サポート、雇用に関する助成金等のサポート、

給与計算代行・・・

その他、人事部門業務（書類配布・集計等）もお手伝いさせていただきます。



古谷社会保険労務士事務所

## SDGs 当事務所の取組

人権及び基本的自由を尊重、保護及び実現するため、国家資格者たる社会保険労務士として「ビジネスと人権（BHR）」について広く周知・啓発できるよう努めてまいります。

- ・人権デュー・ディリジェンス（人権DD）のプロセスサポート
- ・労働CSRサポート



労働・安全衛生、賃金・福利厚生、労働時間、ハラスメント、性差（LGBT等含む）…  
様々な人権に関する問題をお客様とともに考え、サポートしていきます。

## 人権尊重に対する基本方針

当事務所は国連人権宣言を尊重し、人権に関する影響を特定・予防・軽減・説明するための人権デュー・ディリジェンスを行い、実施状況及び結果の情報開示、是正の仕組みを動的に（継続的に）実施していきます。また、ステークホルダーとのエンゲージメントを重視した取組も行っています。国家資格者たる社会保険労務士として「働きがいがいい人間らしい雇用」実現のため、ILO勧告・指導を遵守したグローバルスタンダードな体制・制度構築にむけた企業サポートをを行っています。また、ILO中核的労働基準を踏まえた労働基準に見直しについてもサポートできる体制を整えてまいります。



## 事業所訪問等について

当事務所では「毎月1度」といった定期訪問契約はしておりません。ほとんどの連絡、相談は電話やメール、Zoom等で済むものだったりしないでしょうか？何もないのに世間話をする時間（訪問する時間、来ていただく時間）をお客様にとってもらう必要はないと考えます。もちろん、事案によっては直接お会いして、電話等では十分に説明できない部分（ここが社労士に依頼される理由かと思えます）は誠意をもって対応させていただいております。「意味のない定期訪問契約」は提供していないことをご理解いただければ幸いです。

古谷社会保険労務士事務所

営業時間：月～金曜日（土・日・祝休）9：00～17：00

- 上花輪オフィス  
〒278-0033 千葉県野田市上花輪1075
- 川間駅前オフィス  
〒270-0235 千葉県野田市尾崎837-54-202

古谷社会保険労務士事務所



古谷社会保険労務士事務所